

2014年度 期成会 活動報告書

2015年3月20日
期成会定時総会

第1 弁護士会役員等

1. 東弁副会長	柴垣明彦	2頁
2. 東弁監事	殷勇基	4頁
3. 日弁連常務理事	柴垣明彦	6頁
4. 関弁連常務理事	大森夏織	9頁
5. 東弁常議員団	村田智子	10頁

第2 期成会執行部及び各種委員会等

1. 執行部	大井暁	12頁
2. 人事委員会	原和良	15頁
3. 政策本部	磯谷文明	17頁
4. 広報委員会	置塩正剛	20頁
5. 企画委員会	浅賀大史	21頁
6. 明るい刑事弁護委員会	中村忠史	23頁
7. 憲法問題委員会	栞原周成	24頁
8. 夏期合宿	伊澤大輔	25頁
9. 弁護士任官推進本部	小林政秀	27頁
10. 若手の会	西田穰	28頁
11. 震災対策	黒岩哲彦	31頁
12. 選対本部	黒岩哲彦	35頁

東弁会務報告

2015/03/20

東京弁護士会副会長

柴垣明彦

今年は、「魅力と活力のある東弁に」という会長のスローガンのもと、1年間活動をしてきた。

1 若手対策と活動領域拡大

上記のスローガンのもと、年度当初から若手対策を検討した。私の選挙の際の立会演説会では、「弁護士会が何をしてくれるかを問うのではなく、弁護士会のためになにができるかを問うてください。」という姿勢が大事であると述べた。中堅以上の会員であろうと、若手の会員であろうと弁護士会の一員である以上、弁護士自治を守りより強固にするためにいっしょに活動すべきであるという信念からである。

ところが、一部から「高い会費を払っているのだから、弁護士会は自分のためになにをしてくれるのか？」という声を聴く。嘆かわしいとしか言いようがない。その発想の行きつく先が、今年の副会長選挙でのある候補の政策なのではないか。

弁護士会は、様々なことを考えて少しでも若手の役に立つことはないかと考えている。しかし、そのことと上記の意識の問題は別でなければならない。会員は弁護士会のためにしっかりと活動をすることで自治を守り、弁護士会はそれにこたえて自治を強固にし、会員に対するサービスを向上させることにも努力するという関係が大切だと思う。その弁護士会は2014年9月に若手会員総合支援センターと活動領域拡大推進本部を設置した。この2つを中心に様々な活動が期待されており、現に動き出している。

2 法律相談センター問題

法律相談会計が前年度5300万円ほどの赤字を出した。今年の予算段階でも9500万円以上の繰り入れをしていた。そのままの赤字が予想される。相談センターは市民の司法アクセスのためには必要なものである一方、相談件数は激減している事実もある。

センター事業は黒字である必要はないが、予算規模16億円程度の会財政にとって9500万円以上の赤字は許容できる範囲を超えている。

この調整のため、今年は基本方針を臨時総会で承認をとり、パブリックへの委託料の減額や移行の実施により経費の削減すること、納付金の15パーセントへのア

ップによる収入の増加などを決めた。次年度は、三会もののセンターをどのように縮小していくか(錦糸町のセンターに関しては縮小の方向で議論することが三会理事者会で確認されている)、相談件数を増加させる方法はないかなどを検討することになる。

3 憲法問題を含む人権課題

本年度は、5月から憲法問題での街宣活動を積極的に行ってきた。日弁連、一弁、二弁や関弁連などと共同して行った活動も多い。

また、憲法、子ども、両性、消費者などの分野での会長声明(3月11日現在で34本の会長声明などを発出したが、うち24本が当職の担当する上記各委員会関連である)も時機を失することなく発出できた。

4 不祥事対策

東弁においても、不祥事問題は深刻である。市民窓口への情報を端緒に、問題案件は担当副会長が直ちに呼出し、事情を聴き、対応を要請し、そして報告を求めた。現時点で24件の呼び出しをし、それぞれ問題点を指摘のうえ、対応を求めかつ指導をした。メンタルに問題のある案件も複数あり、対応が困難なものである。また、非弁提携と思われる案件については、非弁提携対策本部において調査をしている。本年度は、広告費を名目とした巨額の費用を請求され会員がその広告会社に請求訴訟を起こされ、その有名義債権をもとに債権者破産申立されるという事案も発生している。広告の自由化はされているところであるが、若い会員がそのような被害に巻き込まれないよう注意喚起をする必要がある。

5 東弁事務局体制

東弁の事務局体制についても、検討課題が多い。会員の増加に伴い、業務量が格段に増えている。また、会としての活動の量も増えている。他方、職員は正職員の定員が70名のところ、現在68名在職している。職員の年齢構成の問題ではあるが、現在産休や育休などで正規の時間働けない職員が1割以上いる。そのような中で人事配置や新人の教育問題などが課題としてある。

財務の観点から職員をむやみに増やすことは現に慎む必要はあるが、適正な職場環境の維持も役員の仕事であることを理解しておく必要がある。

以上

2014年度 活動報告書

東京弁護士会 監事 殷勇基

1 監事は、年間を通していうと、監事意見書の作成が最も大きな仕事である。それ以外に、東弁では、従前は理事会(週2回程度)には会長、副会長のみが出席し、監事は適宜、出席、という時代もあったようであるが、近時は、監事(2名とも)も出席する例となっている。

その他、総会等、下記の活動に参加した。

- ① 東弁総会(定時・臨時)
- ② 常議員会(月1回)
- ③ 財務委員会(月1回)
- ④ 月例監査(月1回)
- ⑤ 予算書・決算書の作成
- ⑥ 監事意見書の作成
- ⑦ リブラの原稿執筆
- ⑧ その他役員として参加したもの(新年式、忘年会、運動会(ことしは中止)、職員旅行、クラス別研修、多摩支部の会合)

2 本年度の大きな課題としては以下のものがある。

(1) 法律相談センターの改革

赤字が年々、拡大しており、中期的には、一部センターの廃止を含めた、整理統合が喫緊の検討課題となっている。ただし、この検討、実現には時間を要するため、短期的課題として、弁護士会への納付率の一部アップが検討され、これについては、3月の臨時総会で実現した。

(2) 公設事務所

やはり赤字が問題となっている。とはいえ、そもそも公設事務所の性格(生活困窮者等からの依頼も広く受け入れるなど)からいって、この赤字は構造的要因によるところもあるといえる。なかなかむずかしいところであるが、今後も、よりよいバランスを目指していく必要がある。

(3) 破産管財人の納付金

ア 破産管財人の納付金は制度自体が3月の臨時総会で廃止された。「3つの矛盾」がこの制度には認められる状態に至っていた。「破産管財人への就任や、破産管財人業務に弁護士会がほとんど関わっていないにもかかわらずなぜ納付を求めることができるのか」、「民事再生の監督委員等には負担を求めず、破産管財人にだけ負担を求めているのはなぜか」、「納付率自体が70パーセント程度にとどまっているにもかかわらず、納付金制度の根拠となっている弁護士会総会決議の法的効力が弱く、未納付者に納付を強制できないと解釈されていること」という3つである。

イ 他方、この廃止自体がやむを得ないとするのならば、それに代わる財政的措置（究極的には会費の値上げも含め、ということになるが）を少なくとも中長期的には検討する必要がある。

（4）弁護士会費

特に若手会員の経済的苦境に鑑み、会費の減額制度がすでに実施されています。減免制度については、弁護士会からの要請に応えた公務員への就任等の場合にも既に実施されている。育児従事中の会員についても制度が既にあるが、3月の臨時総会で拡充された(現行：弁護士業務従事時間が週20時間であることが要件。改正：この要件を外す)。ただ、上記のような東弁の財政状況からすると、やはり中長期的には代替の財政的措置についても検討する必要がある。

なお、3月の臨時総会で会費猶予制度も創設された。免除ではなく、猶予を認める制度で、経済的苦境にあることも猶予理由として認めている。

（5）赤字予算，黒字決算

東弁では、赤字予算を組み、しかし、決算は黒字、という状態が常態化している。これは、本来、カネを必要としている業務にカネが廻っていない可能性を示唆するものであり、また、予算と決算の乖離の結果、相当多額の繰越金が毎年、発生し、それが累積するという本来、望ましくない常態を帰結している。

以上

日弁連報告

2015/03/20

日弁連常務理事
柴垣明彦

日弁連理事会での議題などの報告は、時々幹事会で報告済みである。

そこで、1年間日弁連理事をやった感想を記して報告にかえたい。

1 理事会の構成

日弁連理事は、71名で構成されている。

各単位会の会長がそれぞれ理事として参加しているほか、東弁は副会長枠の1名を含めて合計7名出ている。一弁と二弁は3名及び4名を交代で出している。その他大阪や愛知などは複数の理事を出している。また、東京三会の会長は、日弁連副会長を兼ねており、理事会でも執行部側の席にいる。

2 傍聴

日弁連理事会は会員であれば基本的にだれでも傍聴できる。前日までに連絡をすることで当日に会長が理事会に傍聴希望者の氏名を告げて許可を出している。東京では、親和会や法友会の全期会の会員が傍聴に来ている。期成会の会員も積極的に傍聴してみてもはどうだろう。特に関心のある議案がかかる時は、検討の余地があると思われる。

3 議案

議案は、会議のある週の月曜日くらいにどさっと届く。本当に膨大な紙が送られてくる。全部を読み込んで理事会に臨むべきであるが、なかなか大変である。

年度によって異なると思われるが、きちんと読み込んで質問をしている理事が複数いる。大変頭の下がる思いをする。私自身は、意見書はざっとしか目を通せなかった。それ以外の意見交換や弁護士会の政策に関する報告事項などの際に発言することとしていた。

これは、東弁の副会長枠からの理事という特殊性がある。地方会は上記のように単位会の会長が理事として出席する。したがって、政策に関する会の方針も意見書に関する意見も双方発言することになる。他方、東弁の場合、会長は日弁連副会長として執行部席にいるため、東弁の意見を言う担当は副会長枠の理事ということになる。

そのため、事前に会長とどの議題にどのような発言をするかなど調整をすることもある。

意見書に関する様々な意見を言うことはどの理事も自由であるが、私はほかの 5 名の理事に任せ、上記のようなスタンスをとった。

4 議論状況

大単位会と地方単位会の意見の相違が明確になる議案がそれなりにある。いわゆる司法改革からの流れにある議案である。特に、いくつかの単位会は、確信的に反対の姿勢を貫き、建設的な議論ができない状況もあった。刑事司法、法曹人口を含む法曹養成、スタッフ弁護士問題を含む総合法律支援法改正問題、などなどである。

他方、全国的に問題となっている弁護士の不祥事対策問題での意見交換は、いずれの理事会においても議論としては盛り上がった。そもそもこのテーマで盛り上がるということはいかかなものかということではあるが、いずれの会でも問題を抱えているということである。特に若い会員に限らないが会員のメンタル問題は喫緊の課題である。連合会会長もこの課題に取り組む姿勢を見せていた。これは、事件放置を生み、最後は懲戒につながりかねない問題である。

議論の分かれた具体的なテーマとしては、第 1 に刑事法制についてであった。全事件の 2 パーセント程度の事件の可視化と引き換えに、通信傍受の適用範囲の拡大や司法取引などを認めるざるを得ないという日弁連の方針に対する激しい反対である。

執行部案の採決が行われ、賛成 58 票、反対 23 票、棄権 1 票、で執行部案が可決された。

第 2 に総合法律支援法の改正関連である。一番の対立点は、スタッフ弁護士の明文化である。法テラスに対するスタンスは各単位会によって異なるところ、特に地方会では強い反対意見がある。曰く、弁護士自治を破壊するものである。明文化は全県複数配置の布石となる。DV・ストーカー被害者支援の代理援助など新たな提起もあったが、財務省の反対などもあり、この部分の新たな代理援助のための予算措置はされなかった。紆余曲折はあったが、3月19日の理事会では、内閣法制局との調整のついた法案が議論の対象となる予定である。

最後は、法曹人口問題を含む法曹養成についてである。法科大学院改革や司法修習の議論をすると、全てを人口問題にひきつけて議論をする単位会がいくつかある。すべては、人口過剰が原因であるということである。そうなると、具体的かつ建設的な議論がほとんどできないという不健全な状態にならざるを得なかった。本来は、法科大学院の数が多すぎ、適切な教育ができていないところがあるのではないかと、それを解消するにはどうするか、司法修習の内実はどうなっているのか、どのよう

に充実した修習を実現するのか、そして、現在の司法試験の内容が適切であるのかななどを、相互に関連付けながら議論を深めることが必要である。

予備試験の受験制限問題については、推進室が早々と制限をすることは困難であるというメッセージを出したため、理事会では議論にならなかった。

いずれにしても、法曹志願者が激減しており、それ故に将来の法曹の質が大変心配であるという点では共通の認識である。いかに魅力のある法曹像を示せるかということにかかってくる。なお、法曹人口との関係では、アンケートの分析が現在行われているところであるが、その内容がどのようなものになるかは判然としない。いずれにしても 2015 年 7 月で現在の推進室は設置期限をむかえることになる。次年度理事会では、難しい対応を迫られると思われる。

以上

2014年度・関弁連常務理事会の活動報告

2015年3月20日

関弁連常務理事 大森夏織

【今年度活動の概要】

○若旅理事長提案にかかる「ロースクール生に対する法曹倫理」に関する委員会は次年度以降も継続し、参考書作成などを目標とする。

○関弁連活動につき各委員会へ意見照会し高齢者関連の委員会設置も検討。

○憲法関連は活発な活動がみられた。7月1日の集団的自衛権行使容認閣議決定に対し、8月第一週、管内弁護士会で撤回要請の一切行動を実施し、関弁連の旗や腕章も作成。

管内弁護士会からの憲法市民集会への費用援助申請も年間予算額200万円を超過し、憲法市民集会共催も多かった。

今年度の定期大会決議で、「武力ではなく対話による平和の実現を求め、集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求め、関連諸法整備に反対する決議」を行った。

○外国人の人権救済委員会も活発で「改正入管法等施行に関するアンケート」を管内9都県の市区町村に実施し今年度意見書としてまとめた。定期大会では、東日本入管における被収容者連続死亡事件調査関連も決議した。

以上

期成会活動報告 常議員団

事務局長 村 田 智 子

2014（平成26）年度の常議員団は総勢12名で1年間活動してきた。

毎回の常議員会について、持ち回りで議事録を作成し、期成会全会員に提供してきた。今年度は、特に、期成会の会員が発言した場合には極力名前を記載し、全期成会員に期成会選出の常議員の活躍をご理解いただけるように努めた。

今年度の常議員団では、団長の木村裕会員を中心に、常議員会の議論において一定程度イニシアティブをとって活動できた。

常議員会当日には、毎回、執行部3役を交え1時間程度の常議員団会議を開催し、事前討議をした上で当日の常議員会に臨んだ。柴垣明彦副会長、殷勇基監事に出席いただき、かつ常議員会副議長を務められた芹澤真澄会員から当日の議事の予定を分かりやすく御説明いただいたことにより、十分な知識と心構えを持って常議員会に出席することができた。

今年度の常議員会で取り上げられた議題の内、非常に印象的だった議題をいくつか取り上げる。

① 法律相談等の名簿の登録拒否に対する不服申立案件について

第1回の常議員会で会内に不服申立調査会が設置され、同調査において大野裕会員、西郷直子会員が重要な役割を果たされた。第2回と第3回の常議員会で議論された結果、名簿登載拒否について賛成多数で可決された。

他方で、名簿登載基準の明確化の必要性や申立者のプライバシー保護等の課題も明らかになったので、その後の常議員会において、名簿登録拒否の要件の明確化（苦情について「最後の苦情等がなされた日から10回とする」）、常議員会ではなく不服審査委員会で審査されること等が決議された。

② 道徳の教科化に反対する意見書案について

第4回の常議員会で、子どもの権利委員会から上記意見書案の提案がされた。日弁連や他会に先駆けての提案であったこともあり、様々な質問や意見が出た。たとえば、「意見書を出したからと言ってどのような効果があるのか」「とりあえず反対というのではなく積極的に憲法的価値を教えるべきではないか」等である。このような状況の下、菅野典浩会員、西田美樹会員、海部幸造会員から「道徳の教科化によって一定の価値観を子どもに押し付けるのは憲法、子どもの権利条約に照らして認められないの

ではないか」「当会が先駆けて採択することに大きな意味がある」等の賛成意見が出された。その結果、意見書は賛成多数で承認された。

③ 破産管財人等の特別負担金の廃止について

第10回の常議員会で取り上げられたが、多数の質問がなされ、賛成意見、反対意見がそれぞれ繰り広げられた。可決されたが、反対も相当数（13）あった。期成会常議員団内でも賛否両論があり、問題の難しさを実感した。

その他、今年度は、様々な重要な議題が審議された。特に、今年度は、弁護士会の財政や運営に関わる重要な議題が多かったように思う。例えば、弁護士会の法律相談センターの見直しに関するプロジェクトチームの発足、法律相談の納付金の引上げ、会費の納付猶予制度の新設等である。いずれの議題についても、期成会の常議員は積極的に意見を述べ、常議員会の討議の活性化に貢献したのではないかと考えている。

私は、常議員選挙の前、選対本部から「常議員会に出席していると『本当に期成会の先生方はいいなあ』と思います。期成会の先生方は一生懸命に人権課題などに取り組んできた先生方が多く、とてもよい発言をされるからです」と言われた。今、思い返してみても、ほんとうにその通りだったと思う。

2015（平成27）年度は、法律相談センターの見直しが具体化するなどより直接的に弁護士会の財務や経営に関する重要課題が出されるのではないかとと思われる。また、安倍政権下で改憲の動きがより本格化してくるため、東京弁護士会が迅速に声明や意見書出さなくてはならない場面も増えるのではないかと考えられる。

期成会の常議員団の重要性はますます増すのではないか。来年度の常議員団は、皆、頼りになる方で、心強い限りである。ぜひ、自由闊達な期成会常議員団の雰囲気を引き継いでいただき、常議員会全体をリードしていただければと思っている。

以上

2014年度期成会執行部 活動報告書

事務局長 大 井 暁

1. 執行部体制

代表幹事小林七郎（36期）、代表代行坂口禎彦（46期）、事務局長大井暁（44期）、事務局次長市川和明（53期）、中村悦子（55期）、松浪恵（59期）、横手聡（61期）、吉益伸幸（62期）、金湖恒一郎（65期）の体制で臨んだ。

2. 憲法

「大きな運動は、小さな参加から」を合言葉に、憲法擁護の運動を中心課題に据えた。安保法制懇の答申を受け、安部政権が従来の政府の憲法解釈の変更を行い集団的自衛権の行使容認を推し進める中、期成会は、東弁理事者に対し提案書を提出し、5月3日憲法記念日の街頭行動を実現した。6月にも同様の提案をし、その後概ね月1回のペースで日弁連と東京三会の共催による街頭行動を実現できた。これは、期成会の呼びかけが呼び水になったものである。7月1日の閣議決定後、期成会は「集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回させ、その行使のため法整備を阻止する宣言」をホームページに公開し、閣議決定の撤回と関連法案改悪を阻止するため粘り強く闘い抜く決意を表明した。しかしながら、政府の安保法制の整備は国民の声を無視して着々と進められており、運動をより一層強化していくことが喫緊の課題である。

3. 刑事司法改革

新時代の刑事司法制度特別部会は、2014年7月に取纏め案を法制審議会に提出し、同年9月法制審議会が承認して法務大臣に提出した。被疑者取調の録音録画、被疑者国選の全勾留事件への拡大など評価すべき前進があったが、通信傍受の範囲拡大や捜査・公判協力型協議合意制度の導入など問題も孕んでいる。期成会は、同年6月6日、特別部会の取纏めに向け「法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会の事務当局試案に対する対応について（意見）」を東弁会長に提出し、取り纏め案の種々の問題点を指摘するとともに項目毎の個別採決を求めた。結果として一括採決となったが、期成会は適時に適切な意見を述べたと考える。特別部会の取り纏め案は、再審における証拠開示や検察官上訴禁止など袴田事件再審開始決定が鮮明にした課題を何ら反映していない。その点を指摘した西嶋勝彦会員（17期）の日弁連人権大会における特別報告「袴田事件の突きつけるものは何か」を期成会ホームページ上に公開した。

3. 三会派意見交換会

法友会、親和会、期成会の三会派は、2014年度に4回の意見交換会を実施した。男女共同参画5箇年計画の最終年を迎えることに加え、二弁が副会長選挙に女性候補者を無投票当選とする優先枠を与えるクォータ制度を導入したことから、東弁においても女性副会長を選出するための方策が話し合われた。しかし、副会長の職務の負担軽減を図らない限り、男女を問わず有為な人材が副会長候補に選出できないとの認識を共有し、三会派共同名で理事者に対し東弁理事者の執務ガイドラインを提出する運びとなった。期成会では、橋本佳子会員（33期）を座長とする副会長職務内容改革PTを立ち上げ、東弁理事者の職務負担軽減の方策に関する意見を三会派意見交換会に提出した。

4 原発ADRの現状

原発被災者弁護団副団長の大森秀昭会員（39期）を講師として、2014年1月21日、原発ADRの現状に関する緊急学習会を開催した。東京電力による原簿センターの和解案の受諾拒否など情勢報告を受け、若手会員の弁護団への参加の必要性など問題認識を共有化した。

5 日弁連会長選挙会規一部改正等に関する意見書

日弁連は、会長選挙会規の一部改正及び財政方針に関する意見照会を各単位会に行い、東弁から各会派に意見照会が行われた。会長選挙に関する日弁連の提案は、何項目にも及んでいるが、Webサイトやメールによる選挙活動を解禁する方針も打ち出している。しかし、この点について、期成会は、メールアドレスのデータベースを有する大会派が有利な選挙活動を推し進め、あるいはメールアドレス争奪戦が行われる懸念など選挙活動の公正を害するおそれを指摘し、慎重な対応を求めまたは反対とする意見書を提出した。また財政方針に関する日弁連の提案は、毎年増加する6億円の余剰金を若手会員や先進会員の会費減免に充て、あるいは一般会計に現に存在する27億円の繰越金を将来の活動に備え特別会計に繰入れることなどが提案されていたが、期成会としては若手会員や先進会員だけでなく、全会員の会費の減額を求め、繰越金の特別会計繰入には反対する意見書を提出した。

6 執行部と各種委員会との申合わせ

期成会の各種委員会の活動方針の決定、活動内容の進捗状況の確認等を行い、もって期成会の活動を活発化する目的から期成会各種委員長会議を開催すること等を内容とする申合せを行い、2014年12月4日の幹事会・総会で承認を得た。

7 若手の会との懇談

若手の会との懇談は、3回行った。法曹養成問題や若手支援のあり方など、政策

課題についても忌憚のない意見交換ができたと考えている。

8 一年間の活動

期成会	弁護士会
2014年	
4月8日 執行部会・常議員団会議	
4月18日 政策本部会議・幹事会	
4月24日 新旧役員慰労会激励会	
5月12日 執行部会・常議員団会議	5月3日 集団的自衛権反対街頭行動
5月19日 政策本部会議・幹事会	5月29日 東弁定期総会
6月10日 執行部会・常議員団会議	5月30日 日弁連定期総会（仙台）
6月27日 政策本部会議・幹事会	6月18日 集団的自衛権反対街頭行動
7月7日 執行部会・常議員団会議	6月20日 民事司法改革プレシンポ
7月18日 政策本部会議・幹事会	7月14日 夏期合同研修
8月1～2日 期成会夏期合宿（箱根）	7月17日 集団的自衛権反対街宣&パレード
8月22日 政策本部会議・幹事会	8月6日 関弁連集団的自衛権反対統一行動
9月8日 執行部会・常議員団会議	8月27日 親子憲法セミナー（池上彰さん）
9月19日 政策本部会議・幹事会	9月20日 第26回司法シンポ
10月7日 執行部会・常議員団会議	9月22日 集団的自衛権反対街頭行動
10月21日 臨時常議員団会議	9月26日 関弁連大会（つくば）
10月23日 政策本部会議・幹事会	9月29日 東弁会員集会（法律相談センター）
11月5日 27期40周年を祝う会	10月2～3日 人権大会（函館）
11月10日 執行部会・常議員団会議	10月8日 集団的自衛権反対日比谷5000人集会
11月18日 瀬木裁判官講演	11月11日 集団的自衛権反対街頭行動
11月21日 政策本部会議・幹事会	11月18日 東弁臨時総会
11月21日 原発ADRの現状学習会	
11月26日 若手会5周年行事	
11月27日 執行部会	
12月4日 幹事会・臨時総会・忘年会	
12月8日 常議員団会議	12月5日 日弁連臨時総会
2015年	
1月13日 執行部会・常議員団会議	
1月16日 幹事会・臨時総会（選挙総会）	1月9日 東弁新年式
1月20日 新人歓迎会	1月9日 会員集会（破産管財人負担金廃止等）
1月27日 臨時総会・会長候補政見を聞く会	1月27日 東弁選挙公示日
2月10日 執行部会・常議員団会議	2月6日 東弁役員選挙
2月20日 幹事会	2月12日 会員集会（後見監督人運用変更）
3月9日 執行部会・常議員団会議	2月21日 集団的自衛権反対かながわ大集会
3月20日 幹事会・定時総会	3月16日 東弁臨時総会
3月23日 常議員団会議	

人事委員会の活動

人事委員会委員長 原和良

1 人事委員会の役割

期成会において、東弁役員、日弁連理事、常議員の候補選任については、執行部の推薦に基づき総会で議決されているが、その他弁護士会の各種委員、対外的な公職への推薦（司法試験考査委員や司法研修所教官、各自治体からの各種委員の委嘱等）については、主に執行部と協議をしながら人事委員会で人選手続を進めている。

2 弁護士会における人事要請に応える意義

弁護士会は、独立した自治組織であり、内外の各種委員等の要請に適切な人材を派遣し、その要請に応えていくことは、弁護士自治を内実化する重要な役割であり、8000名にも迫ろうとする全国最大の弁護士会である東京弁護士会にとって、会派が果たす役割は極めて大きい。

3 弁護士会における人事配置の課題

しかしながら、会員数の激増、会員の経済的基盤の脆弱化も相まって、現在以下のような課題を抱えている。

（1）司法研修所教官候補の推薦問題

弁護士の経済的基盤の脆弱化のもとで、教官候補者として最高裁の要請に応えるだけの人数を推薦できていない、という問題が近時起こっている。他方で、推薦人数は採用人数の倍程度という要請であるため、意を決して候補者になった会員が最終的に不採用になり、ライフプラン、経営に大きなデメリットを受けてしまい、立候補の意欲を削がれてしまうという問題も指摘されている。

（2）弁護士会各種委員会間の偏在

弁護士会内の各種委員会の推薦については、労働法制、消費者問題委員会、民暴委員会、高齢者・障害者の権利に関する委員会、国際委員会、など実務系の委員会には人気集中し、とりわけ若手会員が希望をしてもなかなか参加が難しいという問題が発生している一方、会内自治を統括する綱紀委員会、懲戒委員会、総務、財務委員会などについては、委員の補充が難しく、会派で計画的な委員派遣をすべき要請が強い。

4 人事委員会の体制の強化

今期までの人事委員会の活動は、事実上人事委員長一人体制であり、必要に応じ

て適宜執行部と相談をしながら内外の人事要請に対応してきたのが実情である。

今後においては、ベテラン・中堅・若手の全体に目配りのきく人事委員会を確立し、内外の人事配置について、計画性をもって人員を推薦し、もって弁護士自治の強化に貢献していくことが必要である。

以上

政策本部活動報告

政策本部事務局長 磯谷文明

1 概要

本年度は、前半は重要な論点について講師を招くなどして検討を重ねる一方、夏までに政策集の骨格を固め、9月に執筆依頼を行った。提出された暫定原稿を素材に、10月に政策合宿を開いて議論を深め、さらに困難な論点について政策本部と執行部が連携して調整にあたるなどして、11月中旬には原稿の内容を固めた。

12月初めの総会に政策集の第一稿を提出し、承認の決議を得た。ただ、いくらか修正すべき箇所が見つかったため、さらに調整を重ね完成版にこぎ着けた。

2 活動内容

平成26年	4月18日	政策本部会議
	5月19日	政策本部会議 ※山下幸夫先生をお招きし、刑事司法制度改革に 関して報告をいただき、その後、意見交換。
	6月27日	政策本部会議
	7月18日	政策本部会議
	8月22日	政策本部会議
	9月19日	政策本部会議
	9月22日	政策集原稿依頼
	10月10日	政策合宿
	10月23日	政策本部会議 ※政策合宿で議論できなかつた論点を検討。
	11月21日	政策本部会議
	11月25日	印刷会社に原稿送付
	12月 3日	印刷会社からゲラ受領
	12月 4日	臨時総会
平成27年	1月 7日	責了
	1月16日	全会員に向けて発送

3 政策集の骨子

本年度のテーマは「憲法の危機 問われる司法」。構成は以下のとおり。

第1 平和主義と基本的人権はどこへ

- 1 解釈改憲による集団的自衛権行使容認に立ち向かう
- 2 特定秘密保護法の廃止に向けて
- 3 ヘイトスピーチと表現の自由
- 4 外国籍弁護士の調停委員及び司法委員への就任拒否
- 5 いっそうの原発被害者支援を
- 6 教育のあり方
- 7 労働法制改悪に反対し、人間らしく働くための雇用環境の実現を
- 8 障がいのある人に対する差別の根絶に向けて

第2 動き出した民事司法改革

第3 岐路に立つ刑事司法と刑事弁護のあり方

- 1 法制審議会「新時代の刑事司法特別部会」の答申
- 2 可視化の範囲の拡大を
- 3 通信傍受制度拡大の問題点
- 4 捜査・公判協力型協議合意制度の問題点
- 5 再審

第4 法曹養成・法曹人口

- 1 これまでの経緯と現状
- 2 日弁連の方針
- 3 東弁のとるべき方針

第5 東弁の当面している諸課題と対策

- 1 法律相談センターのあり方
- 2 若手支援
- 3 男女共同参画の一層の推進をめざして
- 4 都市型公設事務所の将来

4 感想

斎藤義房会長を擁立した時期と比べると政策集の分量は大きく減ったが、政治および社会情勢はかえって緊迫の度を深めており、その緊張感を色濃く反映した政策集になったと思われる。一方、刑事司法や法曹養成・法曹人口問題については、当

会員の間でも評価が分かれるところであり，編集者としても表現に細心の注意を払った。その結果，立場によってはやや不満が残る部分があるかもしれないが，ご容赦いただきたい。

原稿依頼の際，ベテラン会員から，もう少し若手会員に書いてもらうことが望ましいとの意見をいただいた。重要な指摘であるから，来年度の政策本部に引き継がせていただきたい。

以上

期成会 広報委員会 2014年度活動報告

広報委員長 置塩 正剛

1. 会報 Wa の発行について

例年、年間3回の発行をしていたところ、本年度については、委員会の体勢の変更等があり、12月末と4月（予定。準備中）の2回の発行にとどまる見込みである。

Waについては、期成会財政の影響で、廃刊ないし発行回数の削減意見が出たことがあるとも聞いているが、現在のところ、特に事情が変わらない限り、来年度については、例年どおり、年3回の発行を予定している。

2. 来年度の課題について

未だ構想の段階であるが、執行部や他の委員会と連携し、広報活動の一環として、期成会ホームページの更新を頻繁にする事を検討している。

現在の委員数は14名、実働は9名ですが、新規委員の獲得も必要と考えている。

以上

企画委員会活動報告

委員長 浅 賀 大 史

1 屋形船花見（実施できず）

2013年度は悪天候のため開始予定当日に中止となり、2014年度（4月）は開催を予定していたが、予算不足のため実施しないこととなった。

本企画は、若手と上の期の弁護士との交流を図るということを目的としており、若手（特に新入会員）は実際の一人分の費用よりはかなり低い参加費で参加できることとなっている。

しかしながら、上記の予算不足に加え、①参加する委員が年々固定化していること、及び②若手の会の「夜桜の会」と日程的に近接してしまうことから、今後の開催については、形を変えて行うことを検討する必要があるのではないかとと思われる。

2 ボルダリング（平成26年度6月～8月実施）

ボルダリングはフリークライミングの一種で、近年は都内にも多くの室内施設ができています。

企画委員会では、数年前に52期の須見健矢委員を中心にフットサルチームを企画し、これが現在も継続していることから、「スポーツ企画」という括りで同じような企画ができないか検討していた。

企画委員でもある齋藤北写委員が以前からボルダリングをされているというお話があり、手軽に参加できることや目新しいということもあって、実施することにしました。

参加者は概ね10名程度で3回ほど実施したが、参加者の委員の多くから、「想像していたのより難しい」、「思ったより体力（筋力）を使う」との感想が出され、実施後の懇親会も、心地よい疲労も相俟ってか、楽しいものとなった。今後も継続が予定される企画と位置づけている。

3 バーベキュー（平成26年7月5日実施）

2年前から開始された企画で、これまでは特に道具や食材などを持参せずに「手ぶら」で実施できる施設（雨天でも実施可能）で行っている。

始めてみたところ、期の上下に関係なく自然に話することができる雰囲気ができるということで非常に好評であり、継続して実施している企画である。

4 40周年祝賀会（平成26年11月5日）

アルカディア市ヶ谷において多数の会員の参加が実現でき、27期の先生方の40周年をお祝いすることができた。

5 ワイン会（平成26年11月19日）

例年実施している企画であるが、これまでは簡易なテイastingを行って成績優秀者には賞品等をお渡ししていた。今年は趣向を変え、ワインの基礎知識を学ぶということで講義形式で実施してみた。

講師は、ワインエキスパートの資格を持つ40期の安部井上会員にお願いしたが、幅広い期の委員が参加し、ワインの知識に対する興味が湧いたということで、好評であった。

6 ろくでなし子さん講演（平成26年11月27日・若手の会との共催）

52期の須見健矢委員のご紹介で、わいせつ物頒布罪で逮捕・勾留された「ろくでなし子」（美術家・日本性器のアート協会会員）さんの勾留・取調べ体験記をお聞きする機会を設けた。

非常に生々しくかつ興味深い話をお聞きできたが、ご本人の愉快かつ軽妙な話ぶりにより、参加者からも活発な質問がなされた。

7 新入会員歓迎会（平成27年1月20日実施・若手の会との共催）

例年時間がオーバーして松本楼に迷惑を掛けていることもあり、今年は付添人による新入会委員紹介を省略し、新入会員の自己紹介のみ実施することとした（二次会にも多くに会員に参加していただいた）。

以上

1. 主な活動内容

本年は、当研究会編・第1集「保釈を目ざす刑事弁護」（現代人文社刊）の改訂に向けた作業及び研究（保釈等身体拘束解放事例の集積及び検討）を中心とした。

2. 本年度の活動日程等（直近の状況については別紙直近例会の議事録内容参照）

4月23日（水）18：30～20：00 東弁508号

5月28日（水）18：30～20：30 東弁504号

7月1日（火）18：30～20：30 東弁508号

8月11日（月）18：30～20：00 東弁507号

8月19日（火）北千住パブリック法律事務所訪問（身体拘束解放事例の収集）

9月6日（土）～7日（日）合宿（於：熱海）

9月10日（水）さいたま地裁若手裁判官との懇親会

9月30日（火）18：30～20：30 東弁504号

10月23日（木）18：30～20：00 日比谷シティ法律事務所

11月27日（木）18：00～20：30 東弁509号

※ 同日は、「ろくでなし子さん講演会」として若手の会と共催し、「ろくでなし子」氏及び同氏弁護人の須見会員から、主に身体拘束を受けた経験談等を頂いた。この内容は、改訂後の書籍に盛り込むことを予定している。

12月19日（金）18：30～20：30 お茶の水合同法律事務所

1月23日（金）18：30～20：00 お茶の水合同法律事務所

2月27日（金）18：30～20：00 東弁508号

3月25日（水）18：30～20：00 東弁507号

3. 次年度の活動予定等

遅くとも2015年秋には改訂書の発刊をする予定。そのための事例集積及び検討を進める。また、「ろくでなし子」氏が講演会后に再度逮捕されたことから、その経過についても再び講演して頂く予定である。

以 上

今年度の憲法問題委員会の活動報告

委員長 栗原周成

安倍内閣は、世論の大きな反対だけでなく与党の自民党内や公明党内からの有力な異論が出たにもかかわらず、2014年7月1日、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行った。この閣議決定は、憲法9条の解釈改憲を行うものであって、到底容認できるものではない。

東弁は、この一年、日弁連、一・二弁、関弁連と連携して集団的自衛権の行使容認反対の世論作りのため、5月3日から、毎月1回以上のペースで、有楽町駅頭で集団的自衛権の行使容認反対の街頭演説会を続けただけでなく、パレードや連続シンポジウムを開催などの活動に精力的に取り組んできた。

このような集団的自衛権の行使容認反対の世論作りのための取り組みには、多くの期成会会員が参加しており、このことは大いに評価されるべきであるが、残念ながら期成会独自の取り組みは行われて来なかった。

安倍内閣は、来年の参議院選挙後に憲法改正を行う予定と言われている。つまり、この1～2年が憲法改正問題の最大の山場を迎えることになる。

今国会では、集団的自衛権行使を具体化するための関連法の整備を進めており、このような動きを許さない活動が求められる。また憲法改正国民投票法が18歳以上の国民に投票権を認めているので若年層への働き掛けも重要である。

このような政治情勢の下、今年こそ期成会としての独自の取り組みが求められる。東弁憲法センターの市民高校生部会には、多くの期成会員が結集している。来年度は、この期成会員を中核として、一般市民向け憲法出前講座だけでなく、従来の活動の枠に捕われない活動にも取り組みたいと考えている。

以上

平成26年度期成会夏期合宿の活動報告

夏期合宿委員会委員長 伊澤大輔

1 夏期合宿の概要

平成26年8月1日午後から翌2日午前までの日程で、箱根湯本の箱根路「開雲」において、会員・OB57名が参加し、夏期合宿が催された。初日は、フリーアナウンサー長谷川豊氏による「伝わるように伝える」講演、及び世界遺産アカデミー主任研究員目黒正武氏による世界遺産に関する講演、2日目は、西田美樹会員による憲法に関する講演、及びグループディスカッションを行った。

また、初日の夜には、懇親会と二次会が開かれ、二次会では、ワインや日本酒、梅酒ごとに最も高価なお酒を当てる、利き酒大会を催した。

2 委員会

(1) 委員（敬称略）

伊澤大輔（54期）、西田美樹（同）、松下賢一郎（60期）、山田守彦（64期）、内村涼子（65期）、江上明子（同）、金湖恒一郎（同）、川戸万葉（66期）、齋藤北写（同）、松田育子（同）の10名

(2) 委員会の開催

第1回 平成26年4月22日

さっくりとしたコマ割り、企画案の検討

第2回 同年5月7日

企画案の検討

第3回 同月15日

企画案について各担当者がプレゼンの後、決定
タイムスケジュール、及び参加費用の決定

第4回 同年6月2日

主に憲法企画の内容について確認
懇親会及び二次会の進め方について検討
当日の役割を決定

第5回 同月23日

懇親会及び二次会の企画決定

参加者集めについて

3 収支報告

- (1) 収入 127万2000円
 (内訳) 参加費 89万9000円
 カンパ 37万3000円
- (2) 支出 116万4086円
 (内訳) 宿泊費・夕食 78万2500円
 会場費 1万8360円
 飲み物代 14万4978円
 二次会経費 6万4401円
 講師謝礼等 14万5335円
 諸雑費 8512円
- (3) 収支 10万7914円の黒字

4 雑感

- (1) アンケートの結果、講義や討論の企画については、「人を惹きつける講演であり、その方法を見習うべきだと思った。」「新鮮で、頭の体操になり、ヒントも得られた。」「教養を深めることができた。」「みんなで考え、考えを話し発表するという形式がとても良かった。世代間のギャップも明らかになって良かった。」などの意見があり、概ね好評であった。
- 他方、「講演の目的・趣旨が今ひとつはっきりしなかった。」「照明を落とすと眠くなる。」といった忌憚のない意見もあったので、今後の夏期合宿の運営に反映していただきたい。
- (2) 参加呼びかけの電話掛けを丁寧に行なった結果、多くの期からバランスのよい参加があり、適正な参加費徴収の見込みが立ったため、予算の心配をすることなく運営することができた。
- (3) 他方、例年に比し、新人の66期の参加が少なかったことが残念だった（政策的に、66期全員を夏期合宿委員にしなかったためか）。

以上

活 動 報 告

弁護士任官推進本部委員長 小 林 政 秀

1 活動内容

本年度の目標は「具体的な任官候補者の掘り起こしと、任官の手助け」「全会員への活動の重要性についての広報」「活動の意義についての理論的裏付け強化」というのが、委員長としての考えであった。

そのために4月から、1月半に1回ペースで会合を重ねたが、目に見える成果が見通せない状況であった。

議論を重ねていくと、「弁護士任官が裁判官の給源としての位置付けであること自体について再度考察が必要であろう」との方向性になり、「法曹一元を考えていくために、何らかの企画を考えるべきではないか」との意見となっていく。

そこに瀬木比呂志氏の「絶望の裁判所」という著作が発売されたため、極めてタイムリーなものとして同氏の講演会を企画した。企画については、法曹一元の観点から講演して貰うこと、他会派にも呼びかけたいという2点を柱に据え、8月の幹事会で提案し一応の了解を得た。他会派に呼びかけたところ、親和会の賛同が得られ、共同企画としたうえで、後記のとおり開催した。

2 講演会の内容

平成26年11月18日、午後6時から8時

場所、弁護士会館五階

講師 瀬木比呂志氏、明治大学法科大学院専任教授、講談社現代新書「絶望の裁判所」著者

3 講演会の結果と今後のことについて

瀬木氏からは、裁判所の現状について非常に大きな危機感を抱いていることも含めて話された。講演会には44名出席して頂き企画としては成功したものと考えている。ただ、人名などが出た関係上内容は上記の著作物に譲らざるを得ない。

親和会との共同企画は実際上初めてのことであり、今後も共同企画を考慮する余地は充分あると思われる。

来年度の活動は、期成会幹事会で2・3企画についてのヒントを頂いており、改めて幹事会に提案する予定である。

以 上

期成会若手の会

代 表 西 田 穰

- 1 若手の会は、弁護士登録10年目以下（今年度は57期から66期まで）の期成会会員全員で組織する団体である。期成会全会員の3分の1の約200名を占めている。若手弁護士間の交流と研鑽を目的として2009年11月に公式組織となり、本年度で5年目を迎えている。期成会会員で組織する団体ではあるものの、親会である期成会とは独立し、会員による自主的運営を行うことを基本理念としている。
- 2 若手会の組織は、全会員を構成員とする総会を年1回開催（例年3月）するほか、代表の下、30名程度の運営委員からなる運営委員会を設け、1か月に1回の割合で運営委員会を開催し、活動の企画・実施を行っている。今年度は11回の運営委員会を開催した。
- 3 2014年度の若手の会の活動内容については、別紙の「活動報告（2014年度）」を参照いただきたい。

今年度の特徴を挙げるとすれば、なるべく従来若手の会の活動にあまり参加していなかった方の参加を積極的に呼びかけたこと、政策討論等を敬遠することなく、期成会本体との交流を行ってきたことがある。前者については、従来、積極的に若手の会の活動を支える者が一部の会員、一部の事務所に集中しているとの悩みがあったところ、これまで若手の会にあまり参加していなかった者に運営委員を積極的に委嘱したり、運営委員会の開催時間をランチタイムに設定したりするなどし、活動に積極的に参加を呼びかけた。5周年行事や年度末総会には会員だけで40人を超える参加を得ることができたのもその成果と考えている。後者についても、若手の会の行事として位置付けたものではないが、集团的自衛権の解釈変更を巡るピラ配布活動への参加を積極的に呼びかけ、10名を超える会員が参加した。また、期成会本体執行部との交流・懇親会を複数回設け、法律相談センター問題や予備試験問題、今後の期成会本体と若手の会の在り方などについて議論を交わした。

他にも、昨年を踏襲しながら、新企画も加え、多くの企画を実施した。設立5周年を迎え、初の周年行事も開催している。列席者は、当会会員のみならず、期成会や他会派全期会などからの参加も合わせると70名を超えた。また、ここ数年の特徴でもあるが、法友全期会、親和全期会との交流を深め、別紙には記載していないが、総会、新人歓迎会、及び夏合宿などに参加した。昨年から引き続き、法友全期会及び親和全期会と共に、若手の会も会派執行部と理事者との懇談会（会派

懇)にも参加している。本年度は、東弁会長がランチミーティングと称し、各会派の若手弁護士との意見交換を行うといったイベントもあった。

恒例となりつつある4月の夜桜の会、8月の暑気払いの納涼船企画、12月の忘年会などの懇親企画のほか、9月には山登り→ラフティングという宿泊企画も実現し、ほかにも各種の企画終了後に開かれる懇親会等により、会員同士の親睦を図るとともに、若手の会の中の先輩会員が若い会員とが交流する場を設けている。

- 4 今後の課題として、50期台の会員の参加が少なく、60期以降の会員に運営の中心を担ってもらっている点、会員の参加につき、多様な会員の参加を求めてきたとはいえ、やはり未だ日比谷シティ及び日比谷ともに両事務所所属の会員に運営の負担が大きくなっている点などが挙げられる。

よりいっそう多くの会員の参加をいかに実現していくのが課題である。

以上

活動報告(2014年度)

期成会若手の会 代表 西田 穰

2014年	4月	11日 第1回運営委員会
		11日 懇親企画「夜桜の会」
		22日 東弁理事者との意見交換会
	5月	4日 憲法ビラまき
		13日 期成会本体執行部との意見交換会(第1回)
		15日 第2回運営委員会(昼)
	6月	13日 第3回運営委員会(於:新宿法律事務所)
	7月	2日 東弁会長と語る会
		9日 第4回運営委員会(昼)
		11日 期成会本体部との意見交換会(第2回)
		19日 鑑定科学技術センター見学
	8月	8日 第5回運営委員会(昼)
		8日 懇親企画「暑気払い・東京湾納涼船」
		26日 弁護士会館見学ツアー
	9月	10日 第6回運営委員会(昼)
		27日 山登り企画
		28日 ラフティング企画
	10月	22日 第7回運営委員会(於:東京東部法律事務所)
	11月	12日 第8回運営委員会(昼)
		26日 期成会若手の会設立5周年記念行事
		27日 「ろくでなし子さん講演会」
12月	8日 第9回運営委員会	
	8日 忘年会	
	12日 法テラスツアー(埼玉)	
2015年	1月	15日 第10回運営委員会(昼)
		20日 67期新人ガイダンス&歓迎会(期成会本体と共催)
	2月	3日 研修会「弁護士の確定申告」講師:風巻朋子税理士 (法友全期会・親和全期会と共催)
		13日 第11回運営委員会(於:多摩パブリック法律事務所)
		27日 期成会本体執行部との懇談会(第3回)
	3月	13日~14日 法テラス奄美大島ツアー
		18日 2014年度定期総会
		18日 研修会「若手弁護士に期待する」講師:木谷明弁護士

震災対策委員会

委員長 黒岩哲彦

1 東京ひまわり隊の活動

(1) 期成会は法曹親和会と共同して、「遠野まごころネット」の活動に協力して、岩手県釜石市と大槌町の地域へのボランティア活動「東京ひまわり隊」の活動を行ってきた。遠野ひまわり基金法律事務所の弁護士大沼宗範弁護士（法曹親和会出身）の大きな力添えを得ている。最近の活動は、釜石市内や大槌町の仮設団地の談話室談話室にて被災者の方とお話をしながら、困りごとがあれば相談対応（お茶会形式）するものである。

(2) 本年度の活動参加者は、次の会員である。

4月	中止
6月28日・29日	貞弘貴史会員
8月23日, 24日	横手聡会員
10月	期成会は派遣できなかった。
12月25日, 26日	齋藤北写会員
2月21日・22日	小笠原友輔 会員

(3) 2014年12月6日, 7日の活動に参加した齋藤北写会員（66期, 日比谷ともに法律事務所）の活動報告を紹介する。現地の状況と活動がリアルに理解できると思う。

ひまわり隊活動報告

日比谷ともに法律事務所
弁護士 齋藤北写

平成26年12月のひまわり隊活動につき以下のとおりご報告いたします。

第1 12月6日（土）

1 10時51分, 釜石駅に到着し, まごころネットの Yさんと合流した。その後, ボランティアの Mさんと合流し, 昼食をとった。昼食後, 小白浜仮設団地に向かった。移動中の道路にはトラックなどの工事車両が多く走っており, 復興最中の様子がうかがわれた。仮設団地に到着してもお茶っこまで時間があつたので, 小白浜港まで, 歩いて降った。海沿いの道路は寸断されたまま残されており, 道路脇の柵は津波で倒されぐにゃっと曲がった状態であった。津波の脅威の一部を垣間見ることが出来た。

2 お茶っこの開始時間より少し早めに談話室に向かうと、既に3人の参加者の方が来ていた。その後も続々と参加者が集まり、出入りはあったものの合計15名の方が参加した。小白浜仮設団地では、毎日お茶っこをしているとのことであったので、集まりがよかったのだと思われる。中には3歳の男の子もおり、みんなから孫のように可愛がられていた。閉塞感のある仮設住宅での生活の中で、子どもは癒やしの存在となっているようであった。

3 お茶っこの際には、Mさんが抹茶をたててくれた。月に1回程度、お茶っこ形式の相談会などで抹茶を振る舞っているとのことである。みなさん日常にお茶っこをしているだけあって、自然に会話が進んでいき、いつものお茶っくに我々が参加させてもらっているというような感じであった。小白浜仮設団地の皆さんは、もともと同じ地域に住んでいた人がまとまって避難できたので、今でも人と人のつながりが強いとのことであった。

皆さんとても明るく賑やかに話している中で、震災の津波の話なども自然と話題にしていた。他方で、震災当時は「涙が涸れた」という話もでた。震災直後はいろいろなショックな出来事がありすぎて、むしろ涙は出がでず、涙が涸れたと感じたそうである。しかし、仮設に移って少し落ち着くと、独り部屋で泣く日々が続いたという。

4 法律に関する話としては、3人での共有している土地を持っているが、使うことも出来ず持っても税金がかかるばかりなので、いらないがどうしたらよいかという話がでたので、考え得る手段を伝えて対応した。

第2 12月7日(日)

1 午前9時にまごころネットのSさんが宿まで迎えに来てくれた。大槌町の仮設住宅に向かう途中大槌町内を案内してもらった。大槌町に入ると、至る所で盛土が行われていた。元々建物が建っていたところを区画整理している最中だとのことであったが、その光景からは元の町並みは全く感じられなかった。他方で、場所によっては、建物の基礎のコンクリートだけが残っているところもあり、建物が存在していたことが見て取れた。旧大槌町役場は窓が壊れ、外壁も崩れ落ちた状態でそのまま残されていた。城山の高台になっているところに上がり、大槌町を見渡すと、何もなくなってしまった土地の広大さに驚かされた。

2 午前は赤浜第4仮設団地を訪問して、お茶っこ相談会を行った。大沼弁護士も合流して、待機していたが、なかなか参加者は現れなかった。しばらく待った後、佐々木さんが参加者はいないか仮設住宅の方の様子を見に行ったが、残念ながら参加者は0人であった。当日、大槌鮭祭りが行われていたせいか、仮設住宅には人が少なかった。

待機している間に、Sさんや大沼弁護士から、被災した状況、地域ごとの復興の進み具合、

集合団地や公営住宅への入居等について話を聞いた。区画整理が思うように進まない中で、仮設を出た後の住居をどのようなにするかという選択は皆が抱える悩みのようなものである。また、車を持たない高齢者にとっては、住宅の立地が大問題で、交通アクセスのよい住宅に高齢者を優先的に入居させてはどうかという話も出た。

午前のお茶っこ相談会終了後は、仮設の商店が集まった「福幸きらり商店街」で昼食をとった。

- 3 午後は赤浜第3仮設団地の談話室でお茶っこ相談会を行った。ここでは、ゆうちょ財団のファイナンシャルプランナーのOさんとまごころネットのYさんと合同でおこなった。午前同様しばらく参加者が現れなかったため、SさんとYさんが様子を見に行き、二人の方がお茶っこに参加してくれた。

結局法律相談はなかったが、現在の生活の様子や不満を伺った。二人とも共通で病院が遠く、混んでいるので大変であるとのことであった。一つの科で診療を受けるだけで一日仕事になってしまうそうである。それでも、第3仮設団地はバス停がすぐ近くにあるので、交通アクセスはまだよい方だともおっしゃっていた。また、仮設団地は居室が狭いので苦勞しているとのことであった。子どもが家族連れで来たときも泊めてやることが出来ず不満のようである。また、狭いために荷物を沢山置いておくことが出来ず、夏場には冬物を子どもの家に預けたり、クリーニング屋に預けたりしているとのことであった。

第3 終わりに

釜石市、大槌町を訪ねて、いい経験が出来たと感じている。震災から3年9ヶ月が経っているが、まだまだ復興が進んでいないことを目の当たりにした。写真や映像を通じて見ると、実際に現地に行ってみるとでは、その光景から受ける衝撃に雲泥の差があった。まごころネットのYさん曰く、現地では今でも非日常が続いているという感覚だそうだが、もっともである。

現在は、時間の経過とともにそれなりの落ち着いた状態となっており、相談の需要は震災直後ほど多くないのかもしれない。しかし、別の見方をすれば、現在は復興が停滞しているために膠着状態となっているだけとも考えられる。今後、区画整理が進み、復興が新たな段階に進めば住宅の建設や公営住宅への入居といったことに関する問題も生じてくることと思われる。

また、大きな法的トラブルがなかったとしても、東京から訪ねてくる弁護士がいるということ自体が励みになると言われたので、その意味では、とにかく継続して訪ねていくということ自体に意味があるのだと実感した。

2 東京ひまわり隊のまとめに向けて

東京ひまわり隊の活動は、岩手県弁護士会に引き継ぐことを前提に、次のプロジェクトを計画している。活動は7月までは予定をしている。

(1) 大槌にひまわりを咲かせるプロジェクト

大槌町ハーブの里50坪を借りて、5月に現地のひまわりの種撒をする。8月29日(土)に「ひまわり隊解散式」と行う。ひまわりの花を摘んで、遠野まごころネットに感謝の気持ちをあらわす。期成会代表幹事と法曹親和会幹事長など執行部の参加をお願いしたい。

(2) 『ひまわり隊活動記』出版プロジェクト

東日本大震災における弁護士が果たした役割を記録に残し、来るべき震災に備えることこそが重要である。

以上

2015年度役員選挙 選挙対策本部

本部長 黒岩哲彦

第1 選挙結果

I 会長選挙

当選 伊藤茂昭 3665 落選 武内更一 758

II 副会長選挙

当選 湊 信明 909 (法友会)

◎当選 大森夏織 795 (期成会)

当選 渡辺彰敏 718 (法友会)

当選 森 徹 635 (法曹親和会・東京法曹会)

当選 佐藤貴則 593 (法曹親和会・二一会)

当選 中嶋公雄 522 (法曹親和会・大同会)

落選 赤瀬康則 305

III 監事選挙・当選者(無投票) 13名(定数80名)

鹿野真美(期成会), 吉村 誠(法曹親和会)

IV 常議員選挙・当選者(無投票) 期成会

(届出順) 湯山花苗, 大瀧靖峰, 出口かおり, 内村涼子, 新宅正雄, 大森 創, 高遠あゆ子, 柴垣明彦, 千葉 肇, 原 希世巳, 相川 裕, 久保木亮介, 山添健之

第2 弁護士自治が最大の争点の選挙

副会長選挙の赤瀬康則候補は次のmanifestoを掲げた。「任意加入制の導入」は弁護士自治を否定するものであり、「事業仕分け」の「過度に政治的な活動の廃止・縮小」は弁護士会の憲法問題や各分野の立法活動を否定するものであり、これらの主張が公然となされて300票を得たことは軽視できない。

1 任意加入制の導入

「懲戒や公益活動についても裁判所や行政の関与で代替可能であり、弁護士会が自ら行う必要性はありません。」

2 弁護士会費の半減

3 事業仕分け

「会員利益にならない活動, 公益上必要不可欠でない活動, 急性加入団体にそぐわない過度に政治的な活動については廃止・縮小を検討し, 会費や皆無活動の無駄を省き

ます。

4 ロースクール世代の代表者として若手弁護士の意見を積極的に取り上げます。

第3 低投票率の問題

会長選挙の投票率は61.093%、副会長選挙の投票率は61.134%であった。今回の低投票率は、他会派の常議員選挙を無投票にする選挙戦術の結果でもある。しかし、弁護士会の役員選挙が低投票率であること自体は、法律専門家の集団として情けない。会員の会務離れが進んでいるとすれば、弁護士自治を内側から切りくずされていることが危惧される。期成会は、会員が主人公との立場を維持し、会員の弁護士会活動の参加について努力をする。

第4 副会長選挙の成果

1 大森候補は、期成会内票550票、会外票250票を獲得して安定的に当選を果たした。

(1)会員は弁護士自治に対する攻撃の危機感を共有した。

(2)大森候補のこれまでの幅広い人権活動と人望。

(3)大森候補と鹿野監事候補の積極的な票読み活動。

(4)常議員候補者は、無投票が決まった後も、副会長選挙を積極的に取り組んだ。

(5)期成会執行部や選対本部だけではなく、「老若男女」が一体となって選挙に取り組んだ。

(6)期成会執行部と選対本部は、選挙情勢を生活に把握して、正確な実務と戦闘態勢を維持した。

2 選挙戦術

(1)FAX ニュースを2号出した。

(2)期成会執行部と選対本部は選挙会規に違反しない方法で選挙情勢を会員に訴えた。

第5 来年度以降の選挙に向けて

来年度以降は、会長選挙、副会長選挙が行われる可能性が高い。

選対本部では、今年度の成果の記録として残す作業を行っている。

以上